

福島県介護ロボット普及促進事業補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、福島県介護ロボット普及促進事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱について、福島県介護ロボット普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業者

下記に掲げる福島県内の介護サービス事業者とする。

(1) 高齢者介護施設

①県（中核市）が指定・監督を行うサービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

②市町村が指定・監督を行うサービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

(2) 介護事業所

①県（中核市）が指定・監督を行うサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、
短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

②市町村が指定・監督を行うサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

3 補助対象事業の内容

下記に掲げる介護ロボットの導入

- | | |
|------------------|------------------|
| ①HAL®腰タイプ | (CYBERDYNE 株式会社) |
| ②マッスルスーツ®Every | (株式会社イノフィス) |
| ③マッスルスーツ®GS-BACK | (株式会社イノフィス) |
| ④Keipu-Sb | (株式会社アイザック) |
| ⑤「移乗です」 | (株式会社あかね福祉) |

4 補助対象経費及び補助率

上記3の介護ロボットの購入に要する経費（本体代金と初期導入費用。以下「助成対象経費」という。）の4分の3以内とし、以下に留意すること。

- ・補助対象経費は、消費税抜きの金額とし補助限度額を上限とする。

- ・補助率は導入台数ごと算定する。
- ・初期導入費用には安全使用講習、送料を含まれる。
- ・保守費用と消耗品、オプション品は、補助対象外とする。

補助限度額

| | |
|------------------|--------|
| ①HAL®腰タイプ | 975 千円 |
| ②マッスルスーツ®Every | 102 千円 |
| ③マッスルスーツ®GS-BACK | 108 千円 |
| ④Keipu-Sb | 675 千円 |
| ⑤「移乗です」 | 450 千円 |

5 所要額調書及び実施計画書の作成及び提出

補助事業者は、事業を実施しようとするときは、福島県介護ロボット普及促進事業経費所要額調書（別紙様式第1号）及び福島県介護ロボット普及促進事業実施計画書（別紙様式第2号）を作成し、知事が別に定める期日までに高齢福祉課へ提出するものとする。

6 交付予定額の内示

県は、4の所要額調書及び実施計画書を審査の上、実施計画書を提出した事業者に対し、交付予定額を内示するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月12日から施行する。